

日本

—歴史にみる社会経済メカニズム—

藤野 敦子



一. はじめに

経済的に豊かな先進国にいる私たちは、児童労働問題を自分達とは異なる、遠い世界の出来事だと考えるかもしれない。しかし、どの先進国においても、かつて国内における児童労働問題と戦ってきた歴史的経緯がある。

日本の場合、一般的な児童労働問題が私達の意識に上らなくなったのは、高度成長期に入ってからのことであり、遠い過去の話ではない。また、現在、日本から児童労働問題が完全になくなったとしても性風俗産業が発達、繁盛する日本において、児童の性的搾取がないとは、必ずしもいえない。

本稿では、日本の現代にいたるまでの児童労働の歴史を振り返り、児童労働がなぜ発生し、減少していったのかその社会経済メカ

ニズムを考察することで、世界の児童労働問題を考えるきっかけにしたい。日本の児童労働と戦ってきた経験が、現代の発展途上国に対しても応用可能なのか、それとも限界があるのかを議論することは重要だと思うのである。以下、時代を大きく、近世以前、近代、現代に分け、考察していこう。

二. 近世以前
(1) 人身売買による子どもの強制労働

日本において、人身売買の歴史は古い。一二世紀ごろには、日本において、労働力の供給、取得を目的として、子どもの誘拐や子どもの売買が盛んに行われ、組織化されていた。売られた子ども達は、慢性的に労働力が不足している辺境地に売られ、農耕、牧畜、家庭の雑事などに従事させられた(参

考文献⑧)。

時の権力は、人身売買に対し、何らかの規制を加えていたにもかかわらず、頻繁に起こった。それは、「労働市場」が未発達であったこと、労働力として未熟かつ、だまされやすい子どもの場合、調達コスト、取引コストが大人より低かったということ、労働需要側に労働力をストックする意図があったことからだと考えられる。

(2) 遊女として売られる少女

人身売買の禁制には江戸幕府も強く臨んだが、貧しい農民の娘や都市の下層民の娘などを「遊女として売る」に等しい契約形態は承認した。江戸幕府が公認する遊郭が存在していたからである。一方、非公認の遊郭の遊女については取り締まりの対象とした。

遊女は、おおよそ一三、四歳ぐ

らいから二三、四歳ぐらいまで、奉公する。ところが、遊女奉公のために売られる娘はそれよりも若い場合が多い。少女達は、まず年長の遊女に仕えながら、遊女になる修行をした。彼女達の多くは農村の貧しい百姓から送りこまれてきたとされる(参考文献③)。

貧困家庭の娘は遊女として売られるのはやむをえないという社会通念や、身を売って、親、家族を救うのは女の美德であるとの考えから少女達は自分達の意思に関わらず、遊女にならざるをえなかったのである。これらの考えは、根深く、戦後、公娼制度が廃止され、さらにその後、一九五六年に売春防止法が成立、五八年に施行されるまで続くことになる。

(3) 子守として雇用される少女

江戸時代後半の一八世紀後半ごろには、貨幣経済が発達し、貧富の格差が拡大するなかで、少女達を子守として雇用する風習、子守奉公があらわれてくる。子守を雇用することのできる中小地主や商人、月給生活者などが生まれてきた一方で、土地をもたない小作人達は、生まれてきた子どもを口減らしのために、特に女の子どもを

手放さざるを得ない状況ができたのである(参考文献⑨)。このようななかで、少女の子守が増加していった。女子の子守奉公は二〇世紀前半ごろまで続く。

少女達の思いは、「子守唄」に如実に現れている。子守唄には子守奉公する少女達が自分自身のために歌う労働歌、あるいは抵抗の歌としての側面を持つものがある。近代化の波のなかで、子守をしていた少女達は、紡績工場の女子労働者に吸収されていくことになる。紡績工場の女工小唄と子守唄には多くの共通点があるといわれており、子守と紡績工場の女子労働者の出身基盤や生活環境が類似していたことの傍証であるとの見解がある(参考文献⑩)。

三. 近代—日本の産業革命期の児童労働—

(1) マッチ工場

産業革命のごく初期には、雑工業的な化学工業の工場が多く、マッチ工場はその代表的なものであった。マッチ工場では安い労働力を大量に必要とするため、大阪、神戸などの都市下層民の住む貧民窟を選んで建てられた。『日本の下層社会』を著した横山源之助に

よれば、マッチ工場には、児童労働が非常によくみられた。一家総出で働かなければ食べていけない家庭が多かったからだと思われる(参考文献⑪)。

マッチ製造における多くの作業は熟練の必要のない極めて単純なものである。単純な作業は、主に女性労働者によって行われたが、雇用主にとっては、雇用する労働者が成人女性であろうが、子どもであろうが、さほど重要でなかった。また、マッチ工場の仕事は、極めて単純な作業であるにもかかわらず、機械化が進まず、労働集約的な仕事であり続けた。児童労働の需要がこれらの点において存在したのである。

農商務省の『職事情』では、一九〇〇〜〇二年の関西での一四の工場における調査をまとめている。労働者総数五三三〇人に対し、一〇歳未満の男子労働者は一・二%、女子労働者は二・五%、一〇歳以上一四歳未満の男子労働者は三・七%、女子労働者は一一・五%と報告されている(参考文献⑫)。

(2) 製糸工場、紡績工場における児童労働

日本の産業革命をもたらした非常に重要な産業が製糸業、紡績業であるが、これら産業で働く労働者に占める学齢期以下の児童労働者の割合は高くない。一九世紀、フランス、アルザス地方のオー・ラン県(Haut-Rhin)にある各紡績工場での調査の結果、全雇用者に占める一二歳未満の子どもの割合が最も高かった工場では、三七%に上っていたとする報告があるが、欧米では、児童労働者の割合が高かった(参考文献⑬)。日本の製糸工場あるいは紡績工場の労働者の多数は、いわゆる女工であり、学齢期を超えた二〇歳未満の少女達であったという特徴がある。

農商務省『職事情』によれば、一八九八年における長野県二〇五の製糸工場及び、その他の二九工場の労働者総数二九、五五五人に対し、一〇歳以上一四歳未満の女子労働者は全労働者の八・三%、一〇歳未満の女子労働者は全労働者の〇・五%と報告されている(参考文献⑭)。紡績工場においても、関西一六の紡績工場、労働者総数二万七四一二人に対し、一四歳未満の女子労働者は全労働者の一〇・一%、一〇歳未満は極めて少ないと報告されている(参考文献⑮)。

産業革命をもたらした重要な産業において、学齢期以下の労働者が少なかったのはなぜだろうか。その理由がいくつかある。ひとつ目は、工場の損得勘定の理由である。製糸業の場合、精巧な技術を要する作業の性質上、年少の子どもを雇用することは工場主にとって利益にならなかった。二つ目は、採用の方法である。紡績工場、製糸工場とも女子労働者は主に寄宿制によって採用されていた。ある一定の年齢に達した女子が家計を支えるため、地方の貧しい家を出て、工場の寄宿舎に入り働いたのである。三つ目は、義務教育の効果である。一九〇七年には義務教育が四年から六年に延長され、統計上、女子の小学校就学率が九七%となっている。これにともない、製糸業、紡績業の各工場が、募集条件で最低年齢を決めており、その大多数が一三〜一四歳となっていた。四つ目は、子ども観である。日本の場合、家の永続を願う志向が強く、子どもを大切にしてきた。家族のなかで、生活に困った場合、まず母親が、次に年長の子どもが働きに出て、それでも不足する場合には年少の子ども

が、という順序で働きに出たとき
れる(参考文献⑤)。

このように、産業革命を主導した日本の製糸業、綿紡績業は、比較的年齢層の高い少女達の労働力によって支えられていた。しかし、彼女達の劣悪な労働条件や労働環境を看過することはできない。彼女達は、債務奴隷のような雇用関係のもと、働いていた。肺結核などの深刻な病気や性的虐待を受ける危険にもさらされていた。現在でいう、一八歳未満の児童を対象とした「最悪の形態の児童労働」と考えることが可能である。

なぜ、少女達は、このような働き方をせざるを得なかったのだろうか。ひとつに女性に対する偏見が根強くあったからである。女性の労働はそもそも家族のために無償でなされるものとの考えが根底にあり、市場労働にあっても低賃金でかつ過酷な労働環境に置かれることに疑問が投げられることはなかった。さらに産業革命を牽引するこれらの産業では、常にその労働需給のミスマッチがあったが、解消する自由かつ開放的な労働市場が欠如していたからである。労働供給不足を補うのは、主に仲介人の仕事であった。仲介人

は、甘言、欺瞞によって地方で、職工を募り、莫大な手数料を受け取っていたのである。

(3) 硝子工場

硝子工場では、男子の児童労働がみられた。硝子工場で働く労働者自体、男性が九五%を占めていたが、農商務省『職工事情』によると、一九〇二年に調査した東京および大阪の硝子工場の労働者総数三九六〇人のうち、一〇歳未満の男子労働者は全労働者の七・〇%、一〇歳以上一四歳未満の男子労働者は、全労働者の三〇・三%にもなっていたとしている(参考文献⑦)。

硝子工場で働く子ども達は、将来、熟練工になることを自ら希望して、働くものが多かった。紡績工場や製糸工場といった女子労働者中心の産業よりもはるかに労働条件がよかったとされる。仲介人による採用ではなく、現在、工場で働く労働者による紹介や広告掲示による採用方法であり、本人と工場が直接に契約を交わすことが一般的であった(参考文献⑦)。

(4) 工場法の成立と児童労働

日本では工場法が一九一一年成

立、一六年に施行された。一二歳未満の児童労働を原則禁止したが、軽易な作業の場合には、一〇歳以上であれば許可した。また、常時一五人以上の労働者のいる工場には適用するが、一四人以下であれば除外された。結局、児童労働が全面的に禁止されたわけではなかった。

法律施行後、適用工場の児童労働者数は激減したが、一九一九年農商務省が工業部門に限定しないで調査した結果、全国に一四歳未満の労働者は二四万四〇〇〇人おり、特に一二歳未満の労働者数は男女合計で約七万人いたとする。そのなかでもっとも多いのが子守奉公である。子守奉公については、女子の数が、男子の数の約四倍、報告されているが、このように適用工場で働いていた学齢期以下の労働者は、適用を受けない場に労働移動したと推定され、「工場法が児童保護の役割を微弱にし結果たせなかったのではないか」との考えがある(参考文献⑥)。

(5) 産業構造の転換と児童労働

昭和恐慌とそれに対する打開策として発生した満州事変をきっかけとし、繊維、製糸業のような軽

工業から重工業への産業構造の大転換がおり、労働力の質が大きく変容する。工場法によって、新たに働き出す子ども達は減っていったが、工場での児童労働が減る大きな理由はやはり産業構造の転換、すなわち産業全体の技術水準の向上なのである。それとともに女性労働の需要が減少したため、児童労働、特に女子の児童労働が減少していったのである。しかしながら、農家の困窮がひどかった場合に、農村からの少女の身売りは相変わらず存在した(参考文献⑨)。

四・現代

戦後直後には、戦災によって親をなくした子ども達が街頭で、夜中にあつても、靴磨き、新聞売りなどに従事する姿が多く見られた。また、戦後の貧困のなかで、人身売買も多かった。労働省婦人少年局の『いわゆる人身売買事件に関する報告書一九四八〜四九年』によると、人身売買によって子ども達は裕福な農家に売られ、農業をさせられることが多かった。その後も人身売買は後をたたない。一九五五年の警視庁刑事部防犯課の資料では、一八歳未満の

人身売買のほとんどが女子であり、その受け入れ先は接客業である。つまり商業的性的搾取目的となっている。このような状況に対応し、一九四七年には労働基準法と児童福祉法が、一九五六年には売春防止法が成立した。このように戦後、児童労働の禁止に関連する法制度が相次いで整備されてきたが、そのおかげで児童労働がなくなつたわけではなかつた。

文部省の一九五三～五四年度の『長期欠席児童調査』によると、全国の小・中学生のうち、欠席五〇日以上の長期欠席児童は二八万人にも上り、多くが家計補助のため働いている。子ども達の多くが農業、漁業などの家業を手伝っていた。それ以外では、大工、女中、給仕などの仕事に就いている割合が多かつた。

当時のこのような実態から、児童労働と学校教育の在り方についての議論があつたが、それらは、児童の労働をなくすのではなく、むしろその体験を学校教育内容に取り込み、学校教育と児童労働を統合していくことを主張していた(参考文献④)。

一九六〇年代、日本は高度経済成長期に入る。第一次産業から第

二次産業への転換や経済発展は国民の生活水準のレベルを高め、国内の児童労働は、人身売買を含め、急速に減少する。この時期以降、日本には児童労働問題がないと感じる人が多くなつたものと思われる。

一九七〇年代に入ると、いわゆる「性の商品化」時代の始まりとともに、日本からフィリピン、タイなどへ児童買春を行うため渡航する者が出て来た。一九八〇年代後半以降、「性の商品化」の多様化とともに、国内で、子ども達が、児童買春やポルノのビデオ、写真製造などに巻き込まれるケースも増えてきた(参考文献②)。貧困との関連性は希薄化したのが、急速に発展するIT化とグローバル化の流れのなかで、子ども達がいわゆる商業的性的搾取に遭う危険性が増してきている。

五. おわりに

日本の歴史的な経験から、義務教育の浸透、技術レベルの向上、産業構造の転換、経済成長、様々な分野の法的規制など、個々の事柄が児童労働を減少させるのに不可欠であつたことが示されている。ただし、義務教育や法整備だ

けでは、児童労働を減少する決定的な要因にはなっていない。産業構造の転換や経済成長など経済的要因が重要な鍵になってきた。またそれらは複合的に作用している。しかし、これらだけでも十分とは言えない可能性がある。

日本では、児童労働における女子の割合が比較的高かつた。江戸時代の遊女、子守、明治時代の製糸工場や紡績工場などの女工、戦前、戦後の少女の身売り、そして今もなくならない商業的性的搾取の犠牲者達は、歴史的観点から連続性を持つてるように感じられる。

何世代にもわたり我々の心を浸食している偏見をなくし、人権、特にジェンダーに対する人々の理解を深めない限り、児童労働を根絶することはできないのではないだろうか。

(ふじの あつこ) 京都産業大学経済学部准教授

《参考文献》

- ① 赤松啓介「一九九四」『民謡・猥歌の民俗学』明石書店。
- ② 浅野富美枝「二〇一一」『現代―多様化する家族と結婚のかたち』服藤早苗監修、栗山等編著『歴史

のなかの家族と結婚―ジェンダーの視点から』森話社、二〇四―二五三ページ。

③ 井上清「一九六七」『新版 日本女性史』三一新書。

④ 小川太郎「一九五五」『農村児童労働に関する一考察』『教育社会学研究』七号 一〇三―一一三ページ。

⑤ 斎藤修「一九九七」『歴史の中の児童労働』『比較史の遠近法』NTT出版 二二七―三三九ページ。

⑥ 田中勝文「一九六七」『児童労働と教育―特に一九一一年の工場法の施策をめぐって』『教育社会学』二二号 一四八―一六一ページ。

⑦ 農商務省、犬丸義一校訂「一九九八(初版一九〇三)」『職工事情(上)・(中)・(下)』岩波文庫。

⑧ 牧英正「一九七一」『人身売買』岩波新書。

⑨ 山下文男「二〇〇一」『昭和東北大凶作』無明舎出版。

⑩ 横山源之助「一九四九(初版一九九二)」『日本の下層社会』岩波文庫。

⑪ Chassagne, S. 2003. "Réflexions d'un historien sur le travail des enfants en Europe *XIX-XXe". *Éthique et économique*, 1, pp.1-4.

⑫ Tamanoi, M. A. 1991. "Songs as Weapons: The Culture and History of Komori (Nurse-maids) in Modern Japan." *The Journal of Asian Studies*, Vol.50, No.4, pp.793-817.